



新年度、忙しいあなたへ

土・日曜も手続きできます

【留意事項】

- ▶ サービスコーナー（所沢駅・狭山ヶ丘・小手指）では手続きできません。
- ▶ 業務の詳細は、事前にご確認ください。関係機関への問い合わせが必要な業務は、手続きできない場合があります。
- ▶ 届け出や証明書など申請の際は、本人確認が必要です。

	市役所			まちづくりセンター (並木除く)		問い合わせ
	4月 5日(日)	4月 11日(土)	4月 25日(土)	4月 11日(土)	4月 25日(土)	
	午前8時30分～ 午後5時15分	午前8時30分～午後0時30分				
①転入・転出・転居などの手続き、印鑑登録、住民票や戸籍などの証明書	○	○	○	○	○	市役所 1階市民課 ①☎2998-9087 ②同課国民年金担当☎2998-9095
②国民年金の手続き	○	○	○	○	○	
③国民健康保険の手続き	○	○	○	○	○	同 1階国民健康保険課 ③☎2998-9131 ④同課後期高齢者医療担当 ☎2998-9218
④後期高齢者医療制度の相談	○	○	○			
⑤課税・非課税証明書、納税証明書	○	○	○	○	○	市民税課（同 1階特設窓口） ☎2998-9064
⑥市税・国民健康保険税の納付	○	○	○	○	○	収税課（同 1階特設窓口） ☎2998-9073
⑦納税相談	○	○	○			
⑧介護保険の手続き	○					同 1階介護保険課 ☎2998-9420
⑨新入学・転入学の手続き	○					学校教育課（同 1階特設窓口） ☎2998-9238
⑩児童手当、児童扶養手当、子ども医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成の手続き	○					同 2階子ども支援課 ☎2998-9124

◎4月11日(土)・25日(土)は、上下水道局でも一部業務を行います（午前8時30分～午後0時30分）。☎上下水道お客様センター☎2921-1080



そのお悩み、相談できます

市民相談 活用のススメ

☐ 常生活の中で抱える困りごとや悩みごとを、専門家が無料でアドバイス！まずは、ご相談ください。

☎①～⑧市民相談課☎2998-9092
⑨消費生活センター☎2998-9143

◎詳細は市☎(Q)市民相談をご覧ください。



4月1日(水)からの実施時間だよ

相続、離婚、遺言書…etc
どうしたらいいのか分からない
どうしよう…

迷ったときは、いろいろな相談が気軽にできる市民相談課の「**一般相談**」をご利用ください。

お悩みやお困りごとを伺いながら問題を整理します。制度や手続きの説明や、必要があれば適した専門相談などをご案内します。

一般相談に限らず、市民相談では皆さんの問題解決に向けたアドバイスをさせていただきます。



AM…午前10時～11時30分（※1は午前9時から）

PM…午後1時～3時30分（※2は午後4時まで）

相談名	実施日	内容
①一般相談	月～金曜 AM※1 PM※2	相続、離婚、家庭内などの問題や悩み 相談員：専属相談員
②予約制・弁護士相談 ◎年度内3回まで	月・水・金曜 AM PM	法律上の問題
③予約制・税理士相談	木曜 AM	相続税、贈与税など
④予約制・司法書士相談	第1・3火曜 PM	登記、成年後見、簡易裁判所で扱う民事訴訟など
⑤行政書士相談	第3火曜 AM	法的な書類の作り方（相続遺言、離婚、契約、外国人の入国在留など）
⑥人権相談	第2・4火曜 AM	いじめ、差別など 相談員：人権擁護委員
⑦行政相談	第1・3金曜 AM	国など行政への意見、要望 相談員：行政相談委員
⑧外国人生活相談 <small>がいこくじんせいいかつそうだん</small>	英語・タガログ語 第2・4木曜 AM 中国語 第1・3木曜 AM	<small>がいこくじん こま</small> 外国人の困りごとや悩み <small>そつだんいん えいご ちゅうごくご</small> 相談員：英語・中国語が話せる相談員
⑨消費生活相談 (電話相談可) ☎2998-9204	月～金曜 AM PM※2	契約トラブル、悪質商法など消費生活全般